

令和元年10月15日

## お知らせ

このたびの令和元年台風第19号により被害を受けられましたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

つきましては、当面の間、次のとおり便宜のお取扱いをさせていただきます。

1. 預金の通帳・証書・印章等をなくされた方は、ご本人さまであることを確認の上、払い戻しに応じます。(運転免許証等の本人確認書類が必要です。)なお、お届け出の印鑑がない場合は、拇印にて払い戻しに応じます。
2. 定期預金、定期積金等の期限前払い戻しについても、ご相談に応じます。また、これを担保とすご融資についても、ご相談に応じます。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとします。
4. 今回の災害による障害のため、万一、手形が不渡りとなってしまった場合、同上の特別措置により、不渡処分について配慮いたします。また、電子記録債権についても同様に配慮いたします。
5. 損傷した紙幣や貨幣のお引換えに応じます。
6. 国債をなくされた場合は、ご相談に応じます。
7. 災害復旧支援のため、特別優遇金利による災害復旧特別融資をご用意いたしますので、ご相談ください。また、応急資金のご融資、融資金返金の猶予等についてもご相談に応じます。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に関するご相談に応じます。
9. 罹災証明書が必要な手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、証明書の後日提出にも応じます。また、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認によっても当該手続きに応じます。

なお、詳細は窓口にてお問合せください。

石巻商工信用組合